

ID: 449

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	家庭系指定ごみ袋の製造等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市家庭系指定ごみ袋の製造等に関する規則 第5条第1項		
例 規 番 号	令和5年規則第6号		
【根拠条文】 (家庭系指定ごみ袋を製造又は輸入しようとする者の承認) 第5条 家庭系指定ごみ袋を製造又は輸入(以下「製造等」という。)しようとする者は、市長に芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等承認申請書(様式第1号)を提出し、承認を受けなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿謄本 (2) 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し (3) 申請する家庭系指定ごみ袋の見本品 (4) 石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造又は焼却時に発生する二酸化炭素排出量を10%以上削減する効果を示した証明書 (5) 使用する顔料及びインクの成分証明書 (6) 家庭系指定ごみ袋の厚さ、引張強度(縦・横)及び伸び率(%)に関する証明書 (7) その他市長が必要と認める書類 3 市長は、第1項の申請について、その内容を審査し、前条に定める規格に適合すると認めるときは、申請者に対して承認番号を付して芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等承認書(様式第2号)を交付し、適合しないと認めるときは芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日